労務 ROAD

■新型コロナウイルス感染症の労災における取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については従来からの業務起因性の考え方に基づき、 保険給付の対象可否が判断されますが、本感染症については現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみた対応をされることとなっています。

・具体的な取扱いについて(一例)

ア 医療従事者等

(※患者の診療・看護・介護の業務に従事する医師、看護師、介護従事者等)→業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として給付の対象

イ 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの

→感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、給付の対象

ウ 医療従事者等以外の労働者であって上記イ以外のもの

→顧客との接触機会の多い労働環境下等の感染リスクが相対的に高いと考えられる 業務に従事していた労働者が感染したときには、業務に起因するか否かを個々の事 案で判断

■新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A

Q:被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染しており、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

A:被保険者が業務災害以外の理由により新型コロナウイルス感染症に感染している場合には、傷病手当金の支給対象となりうる。

Q:被保険者には自覚症状はないものの、検査の結果、「新型コロナウイルス陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

A:傷病手当金の支給対象となりうる。

Q:被保険者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っており、療養のため 労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

A:傷病手当金の支給対象となりうる。

Q:被保険者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた期間については、労務に服することができなかった期間に該当するのか。

A:従前より、医師が診察の結果、被保険者の既往の状態を推測して初診日前に労務不能の状態であったと認め、意見書に記載した場合には、初診日前の期間についても労務不能期間となり得ることとしている。

Q:事業所内で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生したこと等により、 事業所全体が休業し、労務を行っていない期間については、傷病手当金は支給され るのか。

A:傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のため、 被保険者が労務に服することができないときに給付されるものであるため、被保険 者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されない。

Q:本人には自覚症状がないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の事由において、本人が休暇を取得した場合には傷病手当金は支給されるのか。

A:傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のため、 被保険者が労務に服することができないときに給付されるものであるため、被保険 者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されない。

【厚生労働省より】

※お困りごとやご不明な点がございましたら弊所までお問い合わせください。



〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 LUCID SUQUARE SEMBA 5F TEL:06-6264-6264 FAX:06-6264-6265 H P: https://k-s-j.net/ 編集:木下·姚·茅原·田村

社長が入れる 労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、 06-6264-6543 まで!

平素より大変お世話になっております。令和 4 年より中国版ツイターと呼ばれる SNS の「Weibo」に配信しています!

外国人として視点から、 日本の労務関係の知識や社 労士の日常業務、仕事中に 感じた事など、中国語で配 信させて頂きます。

気になられる方は

ぜひフォロー してみて ください。



(姚)

2月 労務スケジュール

・サイバーセキュリティ 月間 (2/1~3/18)